第3期 柳川市

地域福祉計画·地域福祉活動計画

【概要版】

令和5年度~令和9年度

笑顔でつながる福祉のまち 柳川











令和5年3月 柳川市・柳川市社会福祉協議会

地域福祉の意義と役割

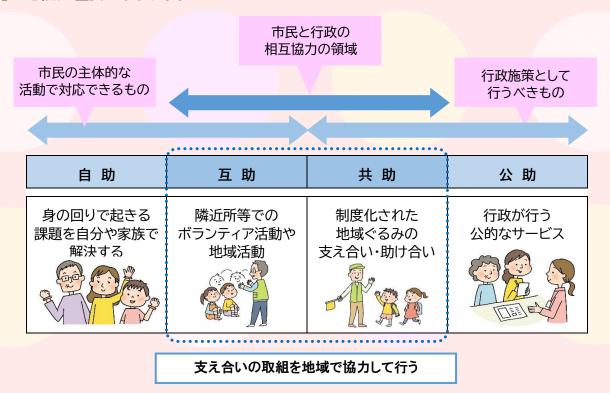
■「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や地域で活動を行う団体、行政機関等が互いに協力することで、住民同士で互いに支え合い、助け合うことができる関係性やその仕組みをつくることです。

地域福祉を推進していくことによって、日常生活を送る上での不安や困りごとを地域で活動する 団体や行政等との連携によって解決に導くことができ、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づ くりにつながります。

■「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくることが必要となり、「自助」「互助・共助」「公助」の視点が重要となります。



■計画の位置づけ

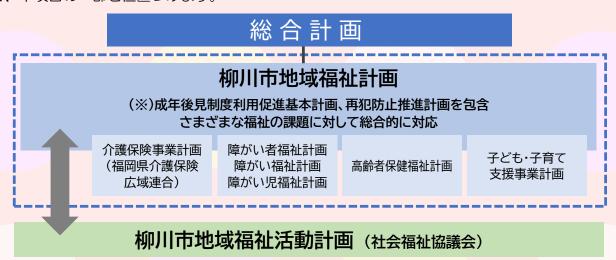
「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき行政が策定する市町村地域福祉計画であり、本市における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会の事業に関して定める民間の活動・行動計画です。

本市では、地域福祉推進に向けた基盤づくりを目的とする地域福祉計画と、具体的な活動を定める地域福祉活動計画を一体的に策定することで、行政、市民、団体、ボランティア・NPO、事業者等、地域の多様な主体の役割を明らかにし、地域全体で支え合う福祉のまちづくりを推進します。

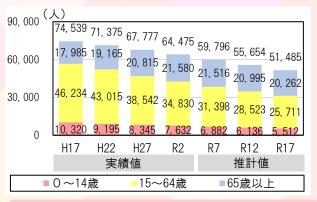
■個別計画との関係及び成年後見制度利用促進基本計画等との一体的策定 地域福祉計画は、平成29年の改正社会福祉法の施行により、福祉の各分野(高齢者、障がい児・ 障がい者、子ども等)の上位計画として位置づけられています。

本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定される「成年後見制度利用 促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」につい て、本項目の一部を位置づけます。



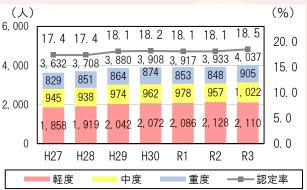
数字でみる柳川市の状況

■年齢3区分別人口の状況と推移



人口減少と高齢化が進んでおり、令和2年時点の人口は 64,475 人です。高齢化率は33.5%となっており、令 和17年には約40%になると見込まれています。

■要介護(要支援)認定者数の推移



要介護(要支援)認定者は毎年増加しており、令和3年 9月末時点では4,037人、認定者出現率は18.5%となっています。

■高齢者単身世帯などの推移

	平成27年		令和2年	
	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)
総世帯数	23,398	100.0	24,114	100.0
高齢者ひとり暮らし世帯数	2,537	10.8	2,995	12.4
高齢者夫婦のみ世帯数	2,468	10.5	3,205	13.3
母子世帯数	406	1.7	397	1.6
父子世帯数	32	0.1	35	0.1

人口が減少するなか、世帯数は増加しており、1 世帯当たりの人員が減少しています。世帯の種類別にみると、高齢者ひとり暮らし世帯と高齢者夫婦のみ世帯の増加が顕著です。

■障がい種類別手帳所持者数の推移



障がい種類別の手帳所持者数をみると、身体障がい者は 減少していますが、知的障がい者、精神障がい者は増加 傾向にあります。

計画の基本的な考え方

■基本理念

本市の地域福祉の課題や方向性を踏まえ、第2次柳川市総合計画の福祉分野の施策を考慮し、住民の誰もが住み慣れた地域で、安心して、健康で、生きがいをもって暮らすことができるよう、共に支え合うまちづくりを進めます。よって、本計画の基本理念を、第1期・第2期に続き「笑顔でつながる福祉のまち 柳川」とします。

基本理念

笑顔でつながる福祉のまち 柳川

■基本目標

「基本理念」の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定し、住民と行政・社会福祉協議会が 協働して取り組んでいきます。

基本目標 1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

地域におけるさまざまな福祉ニーズの把握とともに、支援を必要とする人への情報提供や、相談体制・権利擁護体制の充実を図ります。

また、複雑な課題を抱え自立が困難な状況にある人を支援できる体制を整えます。
さらに、地域における身近な助け合いとともに、専門職と連携した支援体制の整備に取り組みます。

基本目標 2 安心安全な暮らしを支える体制づくり

住民一人ひとりが住み慣れた地域で、安心して暮らせるために、必要な支援を適切に利用できる 体制づくりを進めます。また、それをバックアップする相談支援機関同士の連携を支援します。

あわせて、地域福祉推進のため、誰もが地域のことや隣近所・周囲の人に関心をもち、共に支え、 支えられる関係づくりを進めます。災害時や緊急時の地域での支援体制の強化をはじめとして、再 犯防止の推進や成年後見制度の利用の促進にも取り組み、地域におけるさまざまな不安を解消する 体制の整備を図ります。

基本目標 3 誰もが気軽に参加できる環境づくり

みんなと共に支え合うまちづくりの実現のため、地域の中で共に支え合い、助け合う意識づくりや、 支え合いの活動を担う人づくりを支援します。

このため、異なる立場の相手を理解し、尊重し合うことができるよう、福祉教育の充実を図ります。 また、地域福祉を支える助け合いの心を基本として、活動の推進役となる地域リーダーをはじめ、 ボランティアやNPOなど活動の支援やそれにかかわる人材の確保・育成を図ります。

具体的な取り組み

基本目標1

福祉サービスを利用しやすい什組みづくり

取り組みの柱 1 情報提供の充実

市民・地域に期待する取り組み

- ●サービスが必要な人に対して、民生委員児童委員と協力して情報を提供します。
- ●高齢者や障がいのある人に思いやりの気持ちをもって一緒に情報を共有します。
- ■緊急時の連絡先などについて、隣近所に伝えておくよう心がけます。
- ●広報紙やホームページなど、市や社協が発信する情報に関心を持ち、目を通すことを心がけます。

柳川市の取り組み

- ●広報やホームページ、SNS 等を活用した情報提供に取り組みます。
- ●ニーズに応じた福祉ガイドブック等の作成に取り組みます。
- ●区長・民生委員児童委員・地域住民や各種団体等と連携し、避難支援体制の構築に取り組みます。
- 民生委員児童委員や福祉委員と連携し、避難行動要支援者台帳の情報を活かした見守り活動を推進 します。

社会福祉協議会の取り組み

- ●読みやすくわかりやすい社協だよりの作成・配布に努めるとともに、SNS 等を活用した情報提供 の充実を図ります。
- 二ーズや時代の変化に対応した出前講座を開催し、福祉に関する情報提供に取り組みます。
- ●地域の福祉関係者との連携強化や活動に関する情報提供など、支援の充実に努めます。

取り組みの柱 2 相談支援活動の推進

市民・地域に期待する取り組み

- ●地域の人と身近に相談できるような関係づくりに努めます。
- ●福祉のことで相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわからない人に相談窓口を教えます。
- ●「福祉の支援を受けたい」「福祉の制度のことを知りたい」「新しい福祉の課題や解決策について相 談したい」等、困ったときや情報が欲しいときは進んで相談窓口を活用します。

柳川市の取り組み

- ●地域の身近な相談先である民生委員児童委員の活動について、広報等を活用し市民への周知に取り 組みます。
- ●子どもや高齢者、生活困窮者等に対し、居宅訪問(アウトリーチ)を含む相談支援に取り組みます。
- ●必要に応じ相談窓口に専門職や有資格者を配置し、相談窓口の機能強化を図ります。
- ●相談支援の充実に向け、関係機関や関係部署等との連携を密に図ります。

社会福祉協議会の取り組み

- 専門職による相談や各拠点における日常的な総合相談の受付など、相談窓口の充実を図るととも に、相談支援に関わる多機関と連携し、問題解決に取り組みます。
- ●地域の身近な相談先である福祉委員などの役割について、市民への周知に取り組みます。また、 研修機会を提供することで、支援者としてのスキルアップを図ります。



基本目標2

安心安全な暮らしを支える体制づくり

取り組みの柱 1 安心できる福祉の充実



市民・地域に期待する取り組み

- ●市や社会福祉協議会、地域の事業者などに対して、サービスの要望や意見を伝えます。
- ●自分が住んでいる地域に関心を持ち、地域の生活課題を把握し、自分にできることを考えます。
- ■認知症について、正しい知識と理解を持ち、認知症高齢者や家族を見守り、助ける心を持ちます。
- ●近くに困っている人がいたら、自発的に声を掛け、必要に応じて関係機関へつなげます。

柳川市の取り組み

- ●多機関との連携により、相談支援の推進に取り組みます。
- ■認知症高齢者やその家族を支える取り組みを推進します(認知症サポーターの養成や認知症患者や 家族が集まる場づくりの支援)。
- ●コミュニティバスの利便性の向上や、利活用の促進に努めます。
- ●ボランティア等を養成し、地域での支え合い体制の強化を目指します。

社会福祉協議会の取り組み

- ●福祉的支援や福祉サービスが必要な人に多様な福祉サービスを提供します。
- ●市内の社会福祉法人と連携し、制度の狭間にある問題の解決に向けた取り組みを推進します。
- ●地区社会福祉協議会や地域の関係者と連携し、支援が必要な人への見守り活動を推進します。
- ●地域食堂やフードバンクなど地域の支え合い活動の推進に取り組みます。



取り組みの柱 2 安心を支える体制の整備

市民・地域に期待する取り組み

- ●地域の防災訓練に参加し、事前の避難ルートの確認や早期の避難準備に努めます。
- ●災害時には地域で助け合えるよう、日ごろから地域全体で声を掛け合い、顔の見える関係づくりに 取り組みます。
- ●犯罪被害や詐欺被害の可能性を含め、異変や問題を発見したら、迷わず関係機関に連絡します。
- ●罪を犯した人等の生きづらさや背景に目を向け、差別心を持たず、立ち直りを見守ります。

柳川市の取り組み

- ●避難行動要支援者台帳の整備を推進し、個別避難計画の策定を進めます。また、避難行動要支援者 台帳を活用し、平常時の見守り活動の強化を図ります。
- ●防災・防犯に関する広報・啓発を推進します。
- ●地域や学校と連携し、見守り活動や、防犯灯の設置、防犯教育等に取り組みます。
- ●虐待の早期発見・早期対応を可能とするため、関係機関と連携・情報共有を図ります。

社会福祉協議会の取り組み

- ●災害時にも対応できる福祉サービス提供体制の整備に取り組みます。
- ●要支援者に関する地域関係者との情報共有を推進し、平常時の見守り活動の強化を図ります。
- ●判断能力が乏しい高齢者や障がい者などに対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援に 取り組みます。
- ●成年後見制度を利用できない方に対し、法人後見の受任に向けた体制整備を進めます。

基本目標3

誰もが気軽に参加できる環境づくり

取り組みの柱 1 交流やつながりの充実

市民・地域に期待する取り組み

- ●小さな子どもが居る世帯やひとり親世帯が孤立しないよう、見守り体制の充実に努めます。
- ■スポーツや趣味活動、地域の行事などに積極的に参加します。また、地域の人に身近に相談できるような関係づくりに努めます。
- ●地域の組織や団体は、誰もが参加しやすい活動や行事を企画し、交流の機会を充実させます。
- ●ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。

柳川市の取り組み

- ●孤独・孤立を感じている人に対し、各種相談窓口の整備に努めます。
- ●孤独・孤立相談ダイヤルなど各種相談窓口の周知に努めます。
- ●各校区のまちづくり協議会の立ち上げに向けた支援に取り組みます。
- ●住民主体の福祉活動への支援や、地域福祉活動を担う人材の育成等に取り組みます。

社会福祉協議会の取り組み

- ●地域の福祉関係者と連携し見守り活動の強化を図り、ひとり暮らし高齢者等の孤立防止に努めます。
- ●小地域で実施されるよりあい活動の普及推進を図り、高齢者等の交流の場づくりを推進します。
- ●各地区の個別支援や情報交換の場の提供など、地区社会福祉協議会の活動支援に取り組みます。
- ●ボランティアセンターを拠点に、活動に関する相談・登録・斡旋・人材育成・情報提供・団体支援など、ボランティア活動の普及推進に取り組みます。

取り組みの柱 2 学ぶ機会の充実

市民・地域に期待する取り組み

- ●多様な個性や文化、また考え方等を否定することなく、誰かの尊厳を傷つけない事を心がけます。
- ●人権や福祉についての講演会や学習会などへ積極的に参加し、知識の習得や理解促進に努めます。
- ●地域の資源や人材を生かしながら、福祉についての学習会や講座などに参加します。
- ■認知症サポーター、ゲートキーパーなどの養成講座に誘い合って参加するなど、地域における普及に努めます。

柳川市の取り組み

- ●福祉や人権に関わる情報提供や、学校と連携した福祉教育の推進に努めます。
- ●虐待や DV 防止に向けた広報・啓発活動に取り組みます。
- ●認知症高齢者を支援する取り組みを推進します。
- ●地域でさまざまな福祉問題をテーマとした講演会等を開催し、市民の地域福祉への関心・理解向上に努めます。

社会福祉協議会の取り組み

- ●福祉教育教材の配布や疑似体験用具の活用など、学校と連携し福祉教育の推進に取り組みます。
- ●各種講座や社会福祉大会の開催を通じて、幅広い世代への福祉意識の啓発を図ります。



計画の推進体制

■関係機関との連携

地域福祉を推進するためには、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくることが必要となり、「自助」「互助・共助」「公助」の視点が重要となります。

計画の推進にあたっては、これらがお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが大切です。



お問い合せ/各種相談先

			TEL : 0044 70 0444		
柳川市役所		公所	TEL: 0944-73-8111		
1547			FAX: 0944-73-9211		
	福祉	业課			
		福祉総務係	TEL: 77-8512		
		障がい者福祉係	TEL: 77-8514		
		高齢者福祉係	TEL: 77-8516		
		地域包括支援センター	TEL: 75-6321		
	子育て支援課				
		児童家庭係	TEL: 77-8522		
		子育て支援係	TEL: 77-8523		
		相談係	TEL: 77-8524		
	生剂	生活支援課			
		保護係	TEL: 77-8526		
		支援係	TEL: 77-8177		
柳川市社会福祉協議会		아스듀গ선 보스	TEL: 0944-72-5347		
		性女悟性励議 式	FAX: 0944-72-5346		